

発議第 9 号

朝来市伝統的酒造り振興条例制定について
朝来市伝統的酒造り振興条例を別紙のとおり定める。
令和 5 年10月31日提出

提出者

産業建設常任委員長

日 下 茂

提案理由要旨

市及び事業者が市民の理解の下に協力し、伝統的酒造りの振興及び地酒の普及を図るとともに、酒蔵を巡り地酒を味わい、人と文化に触れ合う観光である酒蔵ツーリズムを推進するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市伝統的酒造り振興条例

市は、古来より、日本四大杜氏の一つとして名声も高い但馬杜氏を西日本一円に多く送り出し、数々の銘酒を生み出した杜氏のふるさとです。

市内産日本酒（以下「地酒」といいます。）は、その芳醇^{じゅん}な味と香りにより、但馬や日本の豊かで多様な食を彩るに必要不可欠な存在です。

また、日本海及び瀬戸内海の分水嶺^{れいづ}を源流とする清冽な天然水で造られる地酒は、市の農業振興や経済活動を支える重要な地域資源ともなっています。

市は、このような伝統的酒造りの技術及び文化を後世に継承するために支援し、地酒の普及やブランド化を通して市の文化等を国内外に発信することで郷土への誇りを醸成する必要があります。

そこで、ここに、市並びに地酒の製造、流通、提供及び原料米の生産に関わる事業者（以下「事業者」といいます。）は、市民の理解の下に協力し、伝統的酒造りの振興及び地酒の普及を図るとともに、酒蔵を巡り地酒を味わい、人と文化に触れ合う観光（以下「酒蔵ツーリズム」といいます。）を推進するため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、伝統的酒造りの振興及び市の伝統産品である地酒の普及に関し、市、事業者及び市民の役割等を明らかにすることにより、清酒製造業、農業、観光業及びその他関連産業の発展を図るとともに、市の文化等に対する市民及び市への来訪者の理解を深め、市民の郷土への誇りの醸成に資することを目的とする。

（市の役割）

第2条 市は、市民の嗜好及び意思を尊重しながら、伝統的酒造りの振興及び郷土愛の醸成に努めるものとする。

2 市は、地酒を活かした酒蔵ツーリズムの推進について、必要な施策を講じるものとする。

（事業者の役割）

第3条 事業者は、次に掲げる事項を推進し、地酒の普及及びブランド化並びに伝統的酒造りの振興に努めるものとする。

- (1) 地酒の製造においては、地酒の品質及び安全性を維持するために必要な温度、衛生等の取扱い上の管理を徹底し、伝統的酒造りの継承を行うこと。
- (2) 地酒の原料米生産においては、地域の自然環境に配慮し、適正な生産方法を採用すること。
- (3) 地酒の流通販売においては、消費者に対して地酒の名称・特徴等の情報を表示・提供し、地酒の魅力を広く周知すること。

(4) 地酒の提供においては、地酒の価値及び役割を認識し、市民及び観光客等に対して積極的に紹介し、推奨すること。

2 事業者は、市が行う伝統的酒造りの振興及び酒蔵ツーリズムに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第4条 市民は、市及び事業者が行う伝統的酒造りの振興に関する取組を理解し、協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発議第 9 号資料

朝来市伝統的酒造り振興条例逐条解説

朝来市伝統的酒造り振興条例

市は、古来より、日本四大杜氏の一つとして名声も高い但馬杜氏を西日本一円に多く送り出し、数々の銘酒を生み出した杜氏のふるさとです。

市内産日本酒（以下「地酒」といいます。）は、その芳醇^{じゅん}な味と香りにより、但馬や日本の豊かで多様な食を彩るに必要不可欠な存在です。

また、日本海及び瀬戸内海の分水嶺^{れつ}を源流とする清冽な天然水で造られる地酒は、市の農業振興や経済活動を支える重要な地域資源ともなっています。

市は、このような伝統的酒造りの技術及び文化を後世に継承するために支援し、地酒の普及やブランド化を通して市の文化等を国内外に発信することで郷土への誇りを醸成する必要があります。

そこで、ここに、市並びに地酒の製造、流通、提供及び原料米の生産に関わる事業者（以下「事業者」といいます。）は、市民の理解の下に協力し、伝統的酒造りの振興及び地酒の普及を図るとともに、酒蔵を巡り地酒を味わい、人と文化に触れ合う観光（以下「酒蔵ツーリズム」といいます。）を推進するため、この条例を制定します。

【解説】

前文は、本条例制定の理由について定めたものです。市内産日本酒（地酒）は、朝来市の伝統産品ですが、他の伝統産品が補助制度（特産物振興対策事業補助金）を有しているにも関わらず、地酒だけが振興対策事業から除外されています。

しかしながら、地酒の普及に直接支援をすることには異論も想定されることから、市及び事業者並びに市民がそれぞれの立場からの取組（市の役割を伝統的酒造りの振興及び郷土愛の醸成並びに酒蔵ツーリズムの推進とし、事業者の役割を地酒の普及及びブランド化並びに伝統的酒造りの振興とし、市民は市及び事業者が行う伝統的酒造りの振興への理解及び協力を努めることとします。）を進めることにより、伝統的酒造りの振興、地酒の普及やブランド化の振興を図るとともに、地酒の伝統や文化、技術を知り伝え、市内外に発信することで、市民の郷土愛の醸成を目指すものです。また、市が「酒蔵ツーリズム」を実施することで、観光客等との交流を目指すこととしています。交流の主体は、事業者及び市民とします。「市民」とは、朝来市自治基本条例第 2 条第 1 号に規定する「市内に住所を有する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう」の定義のとおり広義の「市民」を用語として

用いていますが、市民の代表的な例は自然人の市民及び朝来市自治基本条例第15条第1項に規定する「地域自治協議会」を想定しています。「市の文化等」とは、地酒作りを支える農業、地酒や蔵元の歴史や文化、技術、発酵・醸造などの食文化や郷土料理なども含む用語として用いています。「酒蔵ツーリズム」とは、法律等での定義付けがない中で、ここでは酒蔵を巡り地酒を楽しみ、人と文化に触れ合うことと定義しています。

なお、令和5年3月末に「伝統的酒造り」をユネスコ無形文化遺産に登録する提案書がユネスコ事務局に提出されました。今後の予定として、令和6年10月頃に評価機関による勧告を経て、令和6年11月頃には政府間委員会において審議・決定される予定となっています。

(目的)

第1条 この条例は、伝統的酒造りの振興及び市の伝統産品である地酒の普及に関し、市、事業者及び市民の役割等を明らかにすることにより、清酒製造業、農業、観光業及びその他関連産業の発展を図るとともに、市の文化等に対する市民及び市への来訪者の理解を深め、市民の郷土への誇りの醸成に資することを目的とする。

【解説】

第1条は、本条例の目的を定めたものです。市、事業者及び市民は、それぞれの立場でその役割等を果たすことにより、清酒製造業を核とした関連産業の持続的な発展を支えるとともに、地酒にまつわる多様な文化の理解を通じて地域への愛着と誇りを醸成することを目的とします。

(市の役割)

第2条 市は、市民の嗜好及び意思を尊重しながら、伝統的酒造りの振興及び郷土愛の醸成に努めるものとする。

2 市は、地酒を活かした酒蔵ツーリズムの推進について、必要な施策を講じるものとする。

【解説】

第2条は、市の役割を定めたもので、第1項は、特産品としての地酒を紹介するキャンペーンの展開、文化としての酒造りへの理解を深める酒蔵等におけるイベントの実施、ウェブサイト、ソーシャルネットワークサービス等の各種媒体の活用による魅力発信等の施策を進め、伝統的酒造りの振興と酒造文化への理解及び継承を図り、郷土愛の醸成に努めることを定めています。

第2項は、酒蔵及び周辺の旧街道沿いの宿場町の風情を残す町並みを貴重な観光資源として位置付け、国内外に向けて本市の食、歴史及び文化をアピールする複合体験型観光としての「酒蔵ツーリズム」を推進するため、酒蔵見学、試飲販売、酒蔵巡り、周遊ツアーの企画その他前条の目的達成に必要な施策を講じることが定めています。

（事業者の役割）

第3条 事業者は、次に掲げる事項を推進し、地酒の普及及びブランド化並びに伝統的酒造りの振興に努めるものとする。

- (1) 地酒の製造においては、地酒の品質及び安全性を維持するために必要な温度、衛生等の取扱い上の管理を徹底し、伝統的酒造りの継承を行うこと。
- (2) 地酒の原料米生産においては、地域の自然環境に配慮し、適正な生産方法を採用すること。
- (3) 地酒の流通販売においては、消費者に対して地酒の名称・特徴等の情報を表示・提供し、地酒の魅力を広く周知すること。
- (4) 地酒の提供においては、地酒の価値及び役割を認識し、市民及び観光客等に対して積極的に紹介し、推奨すること。

2 事業者は、市が行う伝統的酒造りの振興及び酒蔵ツーリズムに関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

第3条は、事業者の役割を定めたもので、第1項は地酒の普及及びブランド化並びに伝統的酒造りに関わる事業者が、それぞれの立場（製造、原料米生産、流通販売、提供の各段階）ごとに主体的かつ積極的に取り組むべきことを規定しています。

第2項は、事業者が市の取組に対し、協力する努力義務を定めたものです。

（市民の理解及び協力）

第4条 市民は、市及び事業者が行う伝統的酒造りの振興に関する取組を理解し、協力するよう努めるものとする。

【解説】

第4条は、市民の理解と協力を定めたもので、第1条から前条までに定める目的や市及び事業者の役割並びに地酒及び酒造文化への理解を深め、イベントへの参加、市への来訪者との交流等を通じて市が行う伝統的酒造りの振興及び郷土愛の醸成、酒蔵ツーリズムの推進に協力するよう努力義務を定めたものです。

なお、市民への飲酒や無理な乾杯の強制、協力を求めるものではなく、そのことは第2条第1項中に「市民の嗜好及び意思を尊重」する旨を明記しています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

附則は、本条例の施行日をこの条例の公布の日として定めたものです。